

発表項目	職員の懲戒処分について										
概要	<p>次のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針に基づき公表します。</p> <p>1 令和8年3月18日付け</p> <table border="1"> <tr> <td>所属・職等</td> <td>附属病院職員（50歳代）</td> </tr> <tr> <td>処分の内容</td> <td>停職3月</td> </tr> <tr> <td>事案の概要</td> <td>当該職員は、令和7年8月30日（土）午前1時33分頃、酒気を帯び、呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通自動車を運転した。</td> </tr> <tr> <td>管理監督責任</td> <td>不問</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 本学の対応</p> <p>「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、道民全体で飲酒運転の根絶に向けた取組等を実施しており、本学においても、飲酒運転根絶に向けた取組を実施しているところ、本件により、道民の皆様に対し、信頼を損ない、多大な御心配と御迷惑をおかけしたことにつきまして深くお詫び申し上げます。</p> <p>本学では、服務規律の遵守について、機会のあるごとに職員に注意喚起を行ってきたところですが、あらためて所属職員に対し、交通法規の遵守はもとより、服務規律の確保について万全を期すよう通知を発出したところであり、今後も全学をあげて飲酒運転の根絶に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。</p>	所属・職等	附属病院職員（50歳代）	処分の内容	停職3月	事案の概要	当該職員は、令和7年8月30日（土）午前1時33分頃、酒気を帯び、呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通自動車を運転した。	管理監督責任	不問	備考	
	所属・職等	附属病院職員（50歳代）									
	処分の内容	停職3月									
	事案の概要	当該職員は、令和7年8月30日（土）午前1時33分頃、酒気を帯び、呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通自動車を運転した。									
	管理監督責任	不問									
	備考										
報道(取材)に当たってのお願い	<p>職員に対する懲戒処分等については、「北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針」に基づき、職員や関係者のプライバシーを侵害しない範囲で公表します。</p> <p>○ 北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針（抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>2 公表対象</td> <td>次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。 (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分 (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降任・降格、又は停職である懲戒処分</td> </tr> </table>	2 公表対象	次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。 (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分 (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降任・降格、又は停職である懲戒処分								
2 公表対象	次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。 (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分 (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降任・降格、又は停職である懲戒処分										
本件に関する問い合わせ先	<p>札幌医科大学事務局 総務課 電話(代) 011-611-2111 担当：課長 猪股(内線 21100) 副課長 池田(内線 21200)</p>										